

静岡県農林技術研究所における科学研究費助成事業—科研費—  
による研究実施規程

(設置)

第1条 この規程は静岡県農林技術研究所（以下「農林技術研究所」という。）が行う研究のうち、科研費による研究成果をあげるとともに研究成果の普及をはかることを目的とする。

(組織、研究を行う職)

第2条 研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事する者は下のとおりである。

農林技術研究所本所

企画調整部長

研究統括官

次世代栽培システム科（科長、上席研究員、主任研究員、研究員）

野菜生産技術科（科長、上席研究員、主任研究員、研究員）

花き生産技術科（科長、上席研究員、主任研究員、研究員）

水田農業生産技術科（科長、研究主幹、上席研究員、主任研究員、研究員）

農業ロボット・経営戦略科（科長、上席研究員、主任研究員、研究員）

加工技術科（科長、上席研究員、主任研究員、研究員）

植物保護・環境保全科（科長、上席研究員、主任研究員、研究員）

栄養・機能性科（科長、上席研究員、主任研究員、研究員）

病害虫防除所（病害虫防除所長、班長、上席研究員、主任研究員、研究員）

農林技術研究所茶業研究センター

研究統括官

茶生産技術科（科長、上席研究員、主任研究員、研究員）

茶環境適応技術科（科長、上席研究員、主任研究員、研究員）

新商品開発科（科長、上席研究員、主任研究員、研究員）

農林技術研究所果樹研究センター

研究調整官

果樹生産技術科（科長、上席研究員、主任研究員、研究員）

果樹環境適応技術科（科長、上席研究員、主任研究員、研究員）

果樹加工技術科（科長、上席研究員、主任研究員、研究員）

農林技術研究所伊豆農業研究センター

センター長

生育・加工技術科（科長、上席研究員、主任研究員、研究員）

わさび生産技術科（科長、上席研究員、主任研究員、研究員）

農林技術研究所森林・林業研究センター

技監

森林育成科（科長、上席研究員、主任研究員、研究員）  
森林資源利用科（科長、上席研究員、主任研究員、研究員）

（研究計画の策定）

第3条 研究者は、科研費による研究を行う場合は、他の業務に支障を及ぼさない範囲において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

2 当該研究計画を立案し、実施する研究者は、あらかじめ様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを所長に提出するものとする。

（研究の実施）

第4条 科研費による研究を行う場合は、静岡県農林技術研究所の活動として実施するものとする。

（研究成果の取扱）

第5条 研究者は、前条により科研費により行った研究については、他の規程に係わらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができる。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

（研究報告の義務）

第6条 科研費による研究を行う研究者は、科学研究費助成事業—科研費—に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書の写しを所長に提出するものとする。

（管理等の事務）

第7条 科研費による研究計画調書の取りまとめは企画調整部企画調整班、科研費の経理管理等は総務課が所掌する。

（法令等の遵守）

第8条 当所に所属する研究者は助成事業の遂行に当り、関係法令等及び文部科学省、独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを遵守するものとする。

附則

この規程は平成17年8月1日から施行する。

附則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成22年8月1日から施行する。

附則

この規程は平成28年12月22日から施行する。

附則

この規程は平成29年8月1日から施行する。

附則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成31年4月1日から施行する。

附則

この改正は令和2年5月25日から施行する。